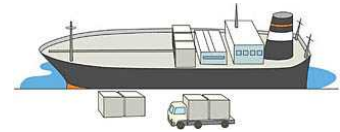


令和7年度 宮崎港振興協会

～ 宮崎港物流活性化支援事業（一ツ葉有料道路利用料金補助事業） ～

1 事業概要

宮崎港振興協会では、宮崎港の利用促進と物流の効率化を図るために、宮崎港発の定期航路を利用した宮崎港振興協会の会員に対して「一ツ葉有料道路の利用料金」を補助します【最大30万円】。



2 対象事業者

- (1) 宮崎港振興協会の会員であること。
- (2) 宮崎港発の定期航路を利用する運送事業者で、一ツ葉有料道路を利用して貨物を搬送する運送事業者であること。

- ▶ 宮崎港振興協会へは別途加入手続きが必要です（年会費/12,000円）。
- ▶ 宮崎港振興協会では宮崎港及び周辺地域の振興に向けた事業を推進しています。

当協会の事業趣旨ご賛同いただける事業者様の入会をお待ちしています（詳しくは裏面問い合わせ先まで）。

3 補助期間

- (1) 令和7年4月1日～令和8年3月31日（令和7年4月1日から受付開始）

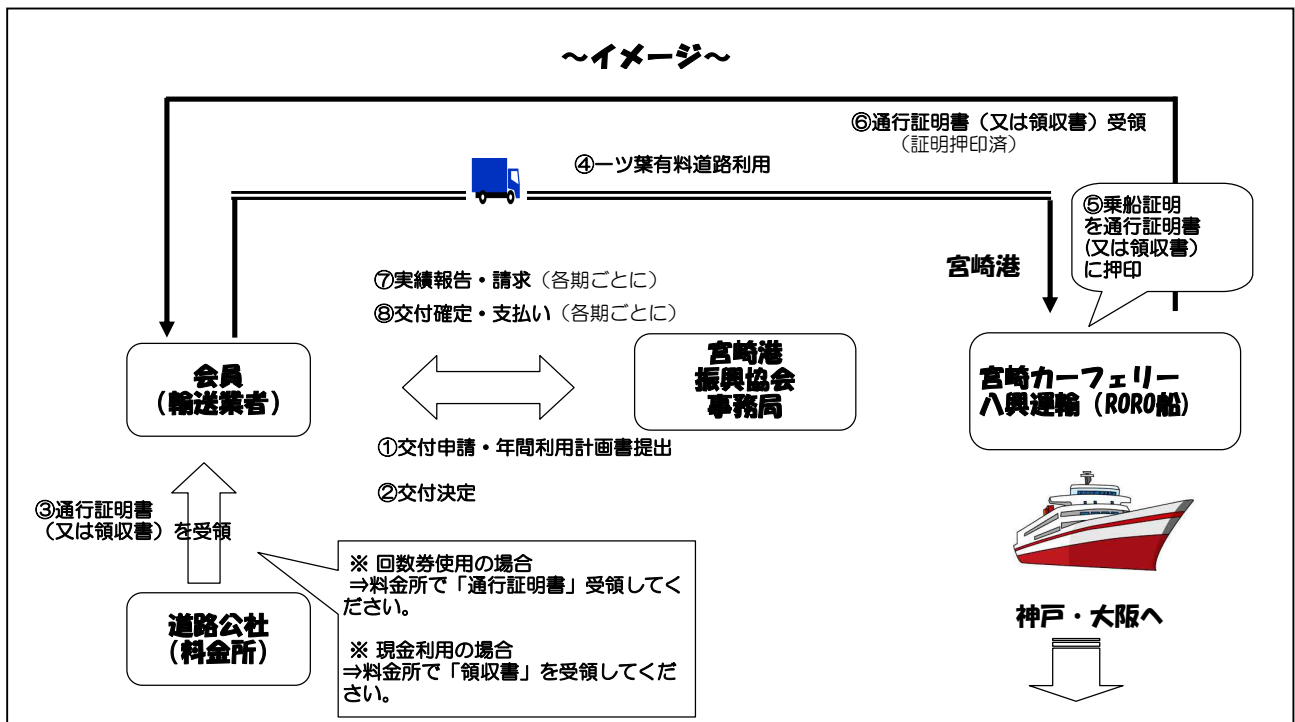
4 補助額

- (1) 上記期間中の利用実績台数（最大積載量5t以上の車両）について、
1台あたり150円を補助します。
- (2) 補助額については、前期分(4月～9月分)、後期分(10月～3月分)の年2回にわけて支払います。ただし前期分の支払いにおいて上限額に達した場合には、前期分のみの支払いとなります。
- (3) 上限額…30万円

※全体の申請額が予算額を上回った場合には、満額交付とならない場合があります。

5 申請の流れ

①事業者	交付申請（事業者から宮崎港振興協会事務局へ申請）
○ 補助金交付申請書（様式第1号） ○ 年間利用計画書（様式第2号） ：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、宮崎港発の定期航路を利用する車両で、 一ツ葉有料道路を利用する車両の見込み台数（最大積載量5t以上の車両台数）を記入。	
②宮崎港振興協会	交付決定通知（様式第3号）
③・④事業者	通行証明書（又は領収書）を受領して一ツ葉有料道路利用 ※一ツ葉有料道路料金所で通行証明書（又は領収書）を受領します。
⑤・⑥事業者・船会社	通行証明書（又は領収書）に乗船証明を押印 ※通行証明書（又は領収書）に船会社から乗船証明を押印してもらいます。
事業者	定期航路利用（宮崎港発） ※以後、③～⑥の繰り返し
⑦事業者	各期ごとに実績報告書・請求（前期：4月～9月分 後期：10月～3月分）
○ 実績報告書（様式第7号）・利用実績報告書（様式第8号） ○ 利用証明貼付用紙（様式第9号）・請求書（様式第11号） ※各期ごとに通行証明書又は領収書（船会社の乗船証明押印分）を貼付して、請求書とともに提出します。 ※各期終了翌月の20日までに提出：前期分（4月～9月）⇒令和7年10月20日まで ：後期分（10月～3月）⇒令和8年4月20日まで	
⑧宮崎港振興協会	補助金交付確定通知（様式第10号）・支払い（各期）



6 問い合わせ先



宮崎港振興協会 事務局（宮崎市総合政策課内）

住 所：〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

電 話：0985-40-1961 HP：<http://www.miyazaki-port.jp>